

緊急車両専用マグネット式ステッカー取扱要領

第1 趣旨

この要領は、大規模災害時において、赤色灯付の車両以外の緊急車両が優先給油を行う際に貼付する「緊急車両専用マグネット式ステッカー」に関し必要な事項を定めることにより、適正な使用及び管理に資するものとする。

第2 緊急車両の定義

大規模災害時において、県民の生命や生活の維持、ライフライン等の迅速な応急復旧を図るために必要な車両のうち優先給油しなければならない車両であり、「青森県災害対策合同指揮本部ライフライン対策部運営マニュアル」に定められた次の車両をいう。

- ① 赤色灯付の車両
- ② 医療機関の車両、医薬品、医療材料等を搬送する車両（医療機関等の名称が表示されている車両）
- ③ 訪問看護、訪問介護、居宅療養管理指導を実施するための車両
- ④ 電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインの応急復旧を行う車両
- ⑤ 道路、河川、港湾、鉄道等の公共施設の応急復旧を行う車両
- ⑥ 給水車、ごみ収集車、除雪車等の県民生活の維持を図るために必要な車両
- ⑦ 行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬及び災害防止活動を行う車両
- ⑧ 県、市町村、一部事務組合、広域連合の公用車
- ⑨ その他、青森県災害対策合同指揮本部等が必要と認めた車両

第3 緊急車両専用マグネット式ステッカーの取扱い

1 緊急車両の指定

- (1) 緊急車両は、県庁各部局長、市町村長、一部事務組合・広域連合の長、指定（地方）公共機関の長が指定する。
- (2) 赤色灯付の車両は、指定されたものとする。

2 緊急車両専用マグネット式ステッカーの配布

- (1) 本ステッカーは県に登録されている緊急車両の識別を目的とし、赤色灯付の車両以外の緊急車両用として配布する。
- (2) 原則として、追加の配布は行わない。

3 緊急車両専用マグネット式ステッカーの使用

- (1) 緊急車両は、災害時に優先給油を受ける際、県民の理解を得るため、前面ドアの両側に貼付して使用する。
- (2) 緊急車両の定義③以外の緊急車両は、「赤色」の所定のステッカーを貼付する。
- (3) 緊急車両の定義③の緊急車両は、「黄色」の所定のステッカーを貼付する。
- (4) 災害時に優先給油を受ける時のみ使用し、平時は使用しない。

4 緊急車両使用（管理）者の役割

- (1) 配布された本ステッカーを適正に管理し、災害時に円滑に使用できるよう努める。
- (2) 緊急車両は、平時から燃料を満量近くで保管するよう努める。
- (3) 緊急車両は、災害発生時は指定された目的でのみ車両を使用する。
- (4) 本ステッカーを他者に使用させることは厳禁とする。

附則

この要領は、平成25年8月23日から施行する。